

渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター運営業務委託

公募型プロポーザル募集要項

業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

1 件名

渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター運営業務委託

2 事業実施の趣旨

渋谷区神南ネウボラ子育て支援センターは、地域における子育て支援の中核拠点として、親子が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、子育て家庭の孤立や不安の軽減、児童虐待の未然防止を図る役割を担う施設である。

「渋谷区子育てネウボラ」のコンセプトである「出会う、集う、語る、つながる。地域みんなで子どもを育てる」を体現し、地域に開かれた、誰もが気軽に立ち寄れる施設として親子同士の交流や子育て相談、地域や区の子育て支援情報の提供などを行う運営事業者を、公募により募集する。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

単年度ごとに契約する。ただし、次に該当する場合には更新しない。

- (1) 業務履行状況が良好と評価されなかった場合
- (2) 区からの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたす恐れがあると判断された場合
- (3) 経営状況が悪化した場合
- (4) 社会的信用の失墜行為があった場合
- (5) 本業務の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選定等が必要となった場合

4 施設の概要

(1) 履行場所

渋谷区子育てネウボラ 1階大階段、2階及び3階

(2) 所在地

渋谷区宇田川町5番6号

(3) 建物概要（地上8階 屋上）

竣工年月	構造	専有延床面積	備考
令和3年5月	鉄骨造 地上8階の1階の一部、 2階及び3階部分	2階 566.96 m ² 3階 541.02 m ²	一時駐輪場 共用 20 台程度 バギー置き場 20 台程度

1階：駐車場、駐輪場等 4階、5階、6階の一部：中央保健相談所

6階の一部：教育・就学相談 7階：子ども発達相談センター

8階：子ども家庭支援センター

5 業務内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

※採用した提案に基づき、仕様書（案）を変更して契約する場合がある。

なお、当該事業の受託事業者は、行政財産使用許可を受け、同建物内のカフェの運営を子育て支援センターの運営と一体的に実施すること。令和8年度の行政財産使用料は1,292,544円。

6 参考金額

78,419千円（消費税を含む）（年額）

※業務開始準備・引継ぎ期間にかかる費用を含むものとする。

※本事業は令和9年3月開会予定の渋谷区議会定例会における予算の成立が事業実施の前提条件である。

7 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下の要件を満たすこと。各要件は申請日を基準とする。なお、契約締結までに各要件を欠くことになった場合は失格とする。

(1) 渋谷区における競争入札参加資格を有していること。

※渋谷区における競争入札参加資格がない者は、後述する書類を提出すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

(4) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納する等の経営不振の状態でないこと。
- (6) 過去3か年（令和5年～7年）にわたって、都内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業の運営実績を有すること。

8 欠格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格となるため留意すること。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (5) 選定委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止等の処分を受けている場合
- (7) 参加申込書の提出後に、応募資格を満たさないことが判明した場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合

9 質問受付

(1) 受付期間

令和8年10月13日（火）から10月23日（金）正午まで

(2) 質問方法

【様式1】質問票を作成し、「16 担当課」記載のメールアドレス宛に提出の上、電話で受信状況を確認すること。

- (3) 質問者名を示さない形で全ての質問を一覧化して回答を作成し、10月29日（木）（予定）に、参加予定者全員にメールにて回答する。

(4) 注意事項

- ・ 電話、来訪による質問は受け付けない。
- ・ 審査及び評価に関する質問には回答しない。
- ・ 回答内容は、本要項及び仕様書等の記載内容に反映するものとする。

10 施設見学

- (1) 実施日時 令和8年10月20日（火）午後

- (2) 予約方法 施設の見学を希望する場合は、令和8年10月19日（月）15時までに、事務局までメールで連絡すること。

※施設見学時の質問は一切受け付けない。

※上記日程以外の施設見学は不可とする。

11 参加受付

(1) 受付期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月4日（水）正午まで

(2) 提出書類

No.	提出書類	備考
1	参加申込書	【様式 2】
2	法人概要 ※直近の決算報告書を添付するものとする。	様式任意
3	事業実績調書	【様式 3】
4	労働条件調書	【様式 4】
5	渋谷区における競争入札参加資格がない者は、以下の書類を提出すること。 ・登記簿謄本（正本）（発行後 3 か月以内のもの。） ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書） ・法人事業税の納税証明書（正本） ・法人税又は所得税の納税証明書その 1（正本）	

（３）提出方法

「１６ 担当課」記載のメールアドレス宛に提出の上、電話で受信状況を確認すること。

（４）参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行い、１１月１１日（水）（予定）までに「参加資格審査結果通知書」により参加資格の可否を通知する。

１２ 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加資格を満たす者のみ提出すること。

（１）提出書類

No.	項目	記載内容等
1	運営方針	渋谷区の基本計画や渋谷区子育てネウボラのコンセプト、区内のニーズを踏まえ、事業運営及び乳幼児の健全育成の考え方・取組について提案すること。
2	事業計画	事業実施の趣旨や「仕様書（案）」を踏まえ、以下のテーマについて、具体的な提案をすること。 ① 子育て相談について（就学前保護者からの相談への対応や区及び関係機関との連携、区民への子育て支援サービスの情報提供についての考え方等） ② 子育て支援について（子育て講座の実施内容・募集方法・年間実施回数等、父親の育児参加や外国人への支援等） ③ 短期緊急保育について ④ 子育てひろばを利用していない子育て家庭へのアウトリーチの方策について ⑤ 利用者同士及び地域との交流促進策について ⑥ 支援が必要な児童及び虐待が疑われる児童に対する保

		護者対応や関係機関との連携等について [参考] なお、令和7年度渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター実績は以下のとおり。 ・保育相談：電話9件、来所1,216件 ・子育てひろば：大人34,650人、子ども33,526人 ・短期緊急保育：78人 ・子育て教室：2,213人
3	事業実績	「参加資格」に係る実績について、具体的かつ詳細に示し、当該実績をどのように施設運営に活かすかを提案すること。
4	業務の実施体制	下記項目を提案すること。 ① 勤務職員一覧を提案すること。【様式6】 ② 職員の人材育成について、専門性を担保するための研修やメンタルヘルスを提案すること。 ③ 区や関係各所への報告、連絡体制について提案すること。 ④ 事故防止や安全管理、災害や事故発生時の対応について示すこと。 ⑤ 利用者からの意見・要望・苦情への対応と解決のための考え方や方法を提案すること。 ⑥ 個人情報の保護に対する管理運営の考え方と方法を提案すること。
5	カフェ事業	子育て支援センターと一体的に運営するカフェについて、メニューやコンセプト、利用率の向上計画を提案すること。
6	見積書	本業務に係る1年間の総額を【様式7】に記載し、仕様項目や単価等を出来る限り詳細に記入すること。

(2) 提出期限

令和8年11月20日（金）正午

(3) 提出方法

「16 担当課」記載の住所及びメールアドレス宛に、紙媒体及び電子データ(PDF)で提出すること。

① 紙媒体

(ア) 正本（代表者印押印） 1部

(イ) 副本 8部

※正本のみ、表紙に法人名を明記し、代表者印を押印すること。

※副本については、法人名、所在地、その他提案者の特定ができる内容（ロゴマーク含む）は、当該箇所を黒塗りする等の方法によりマスキングすること。

※紙媒体の提出は郵送又は持参すること。郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留を使用し、提出期限内に必着とすること。

② 電子データ（PDF）

※電子データの提出後、「16 担当課」宛に電話で受信状況を確認すること。

（４）特記事項

- ・提案書は A4 判で表紙を除き 15 枚以内（両面可）で作成し、表紙【様式 5】をつけてフラットファイルに綴じて提出すること。また、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。
- ・提出書類に不備や不足がある場合、追加書類等の提出を求める場合がある。
- ・提出後の記載内容の変更は認めない。また、提案書以外の書類等は受理しない。
- ・提案者は、企画提案書に著作権等の法的保護を受ける第三者の著作物を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負う。
- ・区は、提案者が提出した企画提案書を、提案者の許可なく本プロポーザル以外で無断に使用しない。
- ・参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式 8】に理由を記載し、提案書の提出期間内に事務局あてに電子メールで提出すること。また、提案書が提出期間内に提出されなかった場合も辞退とみなす。

1.3 評価基準・評価方法等

企画提案書等の評価、審査及び選定は、以下の基準及び方法により渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター運營業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて行う。

（１）評価基準

別紙 2「評価基準」のとおり

（２）評価方法

- ・評価基準に基づき、選定委員が「企画提案書」「プレゼンテーション及びヒヤリング」の内容を評価・採点する。
※提案者が 4 者以上の場合は、「企画提案書」の内容を選定委員会で審査し、評価点数の合計が上位 3 位までの者を「プレゼンテーション及びヒヤリング」の提案者として指名する。
- ・プレゼンテーション及びヒヤリングに関する詳細は、11 月 27 日（金）までに文書にて通知する。なお、プレゼンテーション及びヒヤリングは、12 月 7 日（月）から 12 月 11 日（金）の期間での実施を予定している。
- ・プレゼンテーションは 20 分、ヒヤリングは 25 分とし、選定委員がヒヤリングを行う。なお、ヒヤリングの事前通告は行わない。
- ・プレゼンテーション及びヒヤリングには、本業務に従事予定の管理責任者が必ず出席し、1 者あたりの参加人数は 3 名以内とする。なお、説明の際には、提出した企画提案書に限りスクリーンに映写することができる。
- ・提案者が 1 者であっても、評価等を総合的に審査した結果、契約候補者を選定しな

いことがある。

- ・評価点数の合計が、1位の者が複数いる場合は、別紙2「評価基準」の評価項目「事業運営計画」の合計点が最も高い者を上位とする。「事業運営計画」の合計点が同点の場合、提案金額の最も低い者を上位とする。

(3) 契約候補者の選定

選定委員会において「企画提案書」「プレゼンテーション・ヒヤリング」の評価を総合的に審査し、評価点数の合計が1位の者を契約候補者として選定し、契約内容等を協議する。契約候補者との協議等が整わない場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとする。ただし、委員全員の評価点が満点の60%の点数である場合に限る。

(4) 選定結果

選定結果については、自己の結果のみを提案者に対し文書にて通知する。また、渋谷区プロポーザル方式実施要綱（平成26年12月2日区長決裁）第15条に掲げる事項を区公式ウェブサイト公開する。

1.4 スケジュール（予定）

内容	日程
公募開始	令和8年10月13日（火）
施設見学	令和8年10月20日（火）午後
質問受付期限	令和8年10月23日（金）正午
質問回答	令和8年10月29日（木）
参加受付期限	令和8年11月4日（水）正午
参加資格審査結果通知	令和8年11月11日（水）
企画提案書提出期限	令和8年11月20日（金）正午
プレゼンテーション及びヒヤリング実施通知	令和8年11月27日（金）予定
プレゼンテーション及びヒヤリング	令和8年12月7日（月）～ 令和8年12月11日（金）
契約候補者の決定	令和8年12月中旬
契約締結時期	令和9年2月頃

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (2) 提出書類は本プロポーザル選定以外の目的には使用しない。
- (3) 選定の結果、決定した事業者名は公表するがそれ以外の事業者名は公表しない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、渋谷区情報公開条例（平成元年9月25日渋谷区条例第39号）に基づいて、原則として提出書類を公開する。公開により応募者の権利、競争上の地位などを害するおそれがある情

報を含んでいる場合は、あらかじめ文書(様式任意)で申し出ること。

- (7) 本件は、令和9年度予算が議決され、配当されたことを条件に成立し、契約候補者と契約する。
- (8) 募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ区が定める。
- (9) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (10) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、契約にあたっては、契約候補者と提案内容に基づき詳細について協議の上(仕様書記載事項以外の独自提案・追加提案が優れており、かつ、実現可能性がある場合、業務として加えることもある。)、契約を締結するものとする。なお、協議に必要な資料については、契約候補者が作成するものとする。また、契約候補者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとする。
- (11) 選考の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本件に係る契約の手続きは渋谷区契約事務規則(昭和39年5月13日渋谷区規則第22号)の規定により、この手続きが完了するまでは、提案を公募したことにとどまり、発注者との間にいかなる効力も発生せず、契約関係が生じるものではない。
- (13) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。
- (14) 契約候補者決定後から令和9年3月31日までを業務開始準備・引継ぎ期間とする。

1.6 提出及び問合せ先

渋谷区宇田川町5番6号 渋谷区子育てネウボラ8階

渋谷区子ども家庭支援センター 野上、森、塚本

電話 03-3463-3748(直通)

e-mail efs-kokateisodan@shibuya.tokyo